

岩国錦帯橋空港ターミナルビル
飲食テナント事業者

募 集 要 項

岩国空港ビル株式会社
【平成 30 年 11 月 1 日】

1 目的

この募集要項は、岩国空港ビル株式会社が、岩国錦帯橋空港の利用者の利便性及び快適性の向上を図るため、ターミナルビルの飲食テナント事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるもの。

2 提出書類の内容

本件のプロポーザルに参加しようとする者は、別紙「飲食テナント事業者募集に係る条件等」を熟知の上、次の書類を提出すること。

- (1) 応募書類提出書（様式1号）
- (2) 自認書（様式2号）
- (3) 参加者概要書（様式3号）
- (4) 企画提案書（「飲食テナント事業者選定に係る企画提案書」の例より作成のこと）
- (5) 収支計画及び資金計画（様式4号）
- (6) 会社パンフレット等
- (7) 法人登記簿謄本

※(2)、(3)、(6)、(7)の書類は、グループ等で応募する場合は、全ての構成法人について提出すること。

3 書類の提出期限等

- (1) 応募書類の提出期限
平成30年11月19日（月）必着
- (2) 提出方法
持参又は郵送
- (3) 提出先
〒740-0018 山口県岩国市旭町3丁目15-1
岩国空港ビル株式会社 総務企画部 担当者 中岡・石丸
E-mail:t.nakaoka@iwakuniap-bld.jp 及び m.ishimaru@iwakuniap-bld.jp
TEL:0827-30-0005 FAX:0827-30-0006
- (4) 提出部数
6部

4 応募者の公表

応募者の公表はしない。

5 事業者の選考及び審査結果の通知

- (1) テナント事業者の選定を適切に実施するため、岩国空港ビル株式会社に「飲食テナント事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
なお、委員会の開催内容は非公開とする。
- (2) 委員会は、事業者の選定に当たっては、審査項目に沿って応募書類の内容に関するヒアリングを行い、企画提案の内容や事業の実施能力等を評価し、審議の上、選考を行う。（別表「選定基準及び評価内容」参照）

なお、ヒアリングは平成30年11月27日（火）午後、岩国市民文化会館（山口県岩国市山手町1-15-3）で行う予定としており、詳細については別途通知する。

- (3) 審査項目及び評価内容は、別表のとおりとする。
- (4) 審査結果については、後日、応募者に通知する。
- (5) 審査結果についての問い合わせには一切応じられない。
- (6) 応募者が多数の場合、提出書類による事前選考を実施する。

6 選定後の手続き

事業者を選定された者は、選定結果の通知を受けた日から7日（土・日曜日及び祝日を除く。）以内に、岩国空港ビル株式会社あてに請書（様式5号）を提出すること。

なお、請書提出後においても、テナント事業者として不適切と認められる場合等は、選定を取り消す場合がある。

7 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とします。ただし、グループ等にて応募した場合、構成法人の一つが次のいずれかに該当する場合はグループとして失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 応募書類提出後から飲食テナント事業者の選定までの間に「応募者の参加資格要件」を満たさなくなった場合

8 その他

- (1) 提出期限後に提出があった書類は受理しない
- (2) 質問の受付と回答
 - ア 質問受付期間
平成30年11月9日（金）まで
 - イ 提出方法
質問書（様式6号）をE-mailにて提出すること
※必ず着信の確認を行うこと
 - ウ 提出先
3の（3）に同じ
 - エ 質問への回答
質問者に対し随時回答する
- (3) 提出された書類は、返却しない
- (4) 提出された書類の内容については、今回の飲食テナント事業者選定以外には利用しない
- (5) 書類の作成・提出に係る一切の費用は参加者の負担とする
- (6) 提出後の書類の追加・修正には応じられない
- (7) 書類の内容に関して、応募者へ確認又は問い合わせを行うことがある

【別表】

選定基準及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき審査する。

| 選定基準 | 評価内容 |
|---------|---|
| 営業方針 | ○ 空港に設置する店舗として相応しい運営方針となっているか。(空港として意図する業種であるか。全体的なバランス、空港を魅力あるものにしていく力があるか。) |
| 事業計画 | ○ ビジネス旅客、観光旅客、送迎者等多様な利用者にとって魅力的な商品構成となっているか。 ※下記は一例 ・岩国空港らしい商品、オリジナリティのある商品や山口県特産の食材を活かしたメニュー提供しているか。 ・利用者のニーズに対応した商品やサービスの提供が行われる計画となっているか。 |
| 営業体制 | ○ 人員の配置体制やサポート体制等が適切であるか。 ○ 県東部地域での雇用を配慮しているか。 ○ 業界において経験を有し、マネジメント技術、衛生や接客などに精通した管理者がいるか。 |
| 収支・資金計画 | ○ 応募者の経営基盤は安定しているか。(トラブルが生じないような財務内容や資金調達の裏づけを有しているか)。 ○ 継続的で安定的な運営が行われる計画となっているか。(経営者の経験から、計画する売上や収益の実現性や妥当性があるかどうか。) |